

## 第38回長野県景観審議会議事録

平成18年(2006年)1月24日(火)  
午後2時30分から4時00分まで  
長野県庁 3階 特別会議室

1 日時 平成18年(2006年)1月24日(火)午後2時30分から

2 場所 長野県庁 3階 特別会議室

3 出席者

(1) 審議会委員(敬称略)

市川美季 情報誌編集長

上原修 県広告美術塗装業協同組合連合会副会長、広告美術塗装会社 代表取締役

勝山敏雄 一級建築士 前長野市総合計画審議会委員

唐沢彦三 国土交通省選定「観光カリスマ」 元長野県町村会長 元小布施町長

木下徳康 写真家 日本写真家協会員

久米えみ 一級建築士 県建築士会青年女性委員会副委員長

倉橋英太郎 一級建築士 白骨温泉まちづくり委員会事務局

小坂保司 県広告美術塗装業協同組合連合会長 (株)電弘代表取締役会長

小松郁俊 諏訪市まちづくり推進会議幹事長 小松内科クリニック院長

戸谷かね子 環境デザイナー インテリアコーディネーター

(2) 長野県

住宅部長 塚田和雄

建築管理課土地・景観室長 小澤洋一

建築管理課長 白鳥政徳

住宅部住宅課長 井澤一夫

住宅部施設課長 金田憲治

住宅部建管理課企画幹 甲田真幸

住宅部建築管理課土地・景観室主任企画員兼景観ユニットリーダー 穂谷均 他

4 資料

1 屋外広告物禁止地域の指定に関する資料

・指定案

・指定地周辺の現況(写真)

・国道361号権兵衛トンネル開通に伴う沿道景観対策について

2 景観計画の策定及び県景観条例の全部改正に関する資料

・長野県景観計画

・長野県景観条例(改正後条文)

・届出対象一覧表

・全国の景観行政団体の状況

・景観行政団体となる小布施町のまちづくりに関する資料

・景観整備機構の指定

3 平成18年度の景観施策に関する資料

## 以下議事要旨

### 1 開会

(甲田企画幹)

それでは、ただ今から長野県景観審議会を開会いたします。

本日進行を務めさせていただきます建築管理課企画幹の甲田でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに塚田住宅部長からあいさつを申し上げます。

### 2 あいさつ

(塚田住宅部長)

景観審議会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方には、公私とも御多忙のところ、当審議会に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、本審議会において御審議をいただきました、長野県景観条例の改正につきましては、9月県議会において可決され、去る10月17日に公布いたしました。また、本県景観育成の基本計画となります長野県景観育成計画につきましても、12月22日決定、公表いたしました。いずれも、本年4月1日から施行、適用としています。改めまして、委員の皆様方に御礼を申し上げます。

このように、本県の景観行政の基本となる条例、計画が整い、今後はこれらに基づき、市町村の景観行政団体への移行の支援や住民の景観活動の支援などの課題に対して、地域の特性を活かした景観育成のための具体的な施策を展開していくことが必要となっております。

今後の景観施策の進め方につきまして、引き続きご意見をいただき、ご指導をお願いいたします。

また、本日は屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定について、ご審議をお願いすることとしております。

屋外広告物は、沿道景観に大きな影響を与える要素であり、本県では必要な地域、路線について、積極的に規制の指定を進めております。

今回は、来月開通する国道361号権兵衛トンネル、先月開通した国道254号平賀バイパスなどの禁止地域の指定について諮問をするものですが、いずれも関係市町村において地域の関係者の皆様との協議を経て、指定を求められているところであります。

とりわけ、権兵衛トンネルにつきましては、沿線住民による住民協定の締結や自己用広告物の統一デザインの策定など、禁止地域の指定と併せた沿道景観の保全、創造の取組みが進められているところでもあります。

以上簡単ではございますが、よろしく御審議の程をお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

たきます。

(司会 甲田企画幹)

それではこれから会議に入ります。本日の会議は委員 15 名のところ 10 名の方がご出席されております。長野県景観条例の規定により会議が成立しておりますことをご報告します。

これからの審議会の進行は、景観条例の規定により、会長さんをお願いすることとされています。唐沢会長さんよろしくお願ひいたします。

(唐沢会長)

景観審議会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、公私とも御多忙のところ御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本審議会は、昨年は景観計画の策定と景観条例の改正について、審議し、意見を申し上げたところですが、先ほどの部長のあいさつにございましたように、それぞれ昨年内に制定され、本年 4 月から施行、適用されることとなりました。これらの規定に基づいた今後の景観施策の進め方について、引き続き委員各位の御意見等を頂戴頂ければと思います。

また、本日は「屋外広告物禁止地域の指定について」諮問がありますので、ご審議いただき、答申のとりまとめをしていきたいと思ひます。

地域の特性を生かした、長野県らしい、より良い景観育成を進めるための有意義な審議が行われますよう、ご協力をよろしくお願ひいたします。

### 3 議事・質疑

(唐沢会長)

議事に入ります。

本日の議事録の署名は戸谷委員さんと市川委員さんにお願ひいたします。

会議次第に従ひまして、「屋外広告物禁止地域の指定について」を議題といたします。

知事から諮問がされます。事務局から説明をお願ひします。

(部長、会長の脇へ移動)

(諮問書を朗読)

(会長へ諮問を手渡す)

(唐沢会長)

諮問書の写しを各委員へ配布してください。

(事務局で各委員へ諮問書写しを配布)

(唐沢会長)

それでは、事務局から諮問内容について説明してください。

(穂谷景観ユニットリーダー)

資料1及びパワーポイントに基づき説明

(唐沢会長)

それでは説明が終わりましたので、ただ今の説明に対して、全体を通してご意見、ご提案、或いはご質問ございましたらお願いいたします。

(上原委員)

佐久地区は2箇所ありますね。私たちも納得はしているのですが、看板を掲出したいという方もいらっしゃると思いますが、いずれにしてもお話ししまして、反対するということはいえないと考えています。

(唐沢会長)

ほかに

(倉橋委員)

1点質問ですが、規制の幅100メートルの根拠を教えてください。

(穂谷景観ユニットリーダー)

一般的に禁止地域の指定をする場合はそれぞれの路線から見た、可視可能で見える範囲を指定するというようになっておりまして、一般的な国、県道に関しましては、50メートルないし、100メートルの幅を規制の範囲としております。なお、高速道路に関しましては両側500メートルを禁止地域にして、その先500メートルを許可地域とした規制幅としております。

(倉橋委員)

これは例えば、海外などに事例があつてのことですか。

(小澤土地・景観室長)

これは、地域の実情によってだいぶ違うものですから、今見ていただいたように、例えば国道361号については100メートルというようにしてございますけれども、19号についてはご覧のとおり500メートルという規定になっております。地域毎に、市町村さんとも協議をしながら決めておりますので、地域毎に若干違いはありますけれども、今ご説明させていただいたとおり、一般的に50メートルなり、100メートルといったことになっておりまして、これが他県と同じかと言われると、若干違う部分もあるわけですが、高速道路や新幹線に関しましては他県と同様な規定となっております。

(唐沢会長)

ご意見、ご質問は以上でよろしいでしょうか。

特にないようであれば、諮問のとおり禁止地域に指定することに異存ない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(唐沢会長)

それではそのように取り計らいたいと思います。

答申書を作成しますのでしばらくお待ちください。

(答申書作成)

(会長から部長へ答申書を朗読し手渡す)

(塚田部長)

ただ今は、屋外広告物禁止地域の指定について異存のない旨、答申いただきありがとうございました。今後、答申に基づき指定の作業を進め、すみやかに施行されるよう努めてまいります。

(唐沢会長)

次に、会議事項2の「長野県景観計画の策定及び長野県景観条例の全部改正について」を議題としま。

事務局から説明をお願いします。

(穂谷景観ユニットリーダー)

参考資料2について説明

(唐沢会長)

ただいま、報告事項として事務局から説明のありました内容につきましてご意見、ご質問がありましたらお願いします

(勝山委員)

2点ほどありますが、資料2の景観育成計画の13ページの「ウ 特定公共施設とその周辺との一定的な計画の推進」の部分で「計画段階の場合であっても、地域の景観への影響が大きく、その主要な要素となると見込まれるものについて、当該公共施設の管理者が定まっており、必要な協議及び同意がなされた場合にあっては、景観重要公共施設として位置づけ、積極的に良好な景観の創造に努めるものとします。」とあって、この意味合いが良く解らなかつたんですけれども、この辺の解釈をちょっと教えていただきたいのと、前の

審議会の中で、県のオリジナルな部分で、県の景観育成特定地区と、景観育成住民協定といった独自の制度、例えば地域住民の3分の2以上の同意によって地区とできるとか、土地所有者の3分の2以上の同意を景観育成協定として認定しますよということが言われていたのですが、それが今回の計画又は条例のどの部分に3分の2という数字が規定されているのかちょっと解らなかったので教えていただきたい。

(穂谷景観ユニットリーダー)

はじめに、特定公共施設についてですけれども、そこに書いてありますような、道路とか河川とか都市公園とか、こういったものについては地域の都市景観の要素として非常に大きなものであります。特定公共施設につきましては、用語につきましては法律で定められているものですが、こうした地域の景観を構成する大きな要件のものにつきましては、その管理者、すべてが自動的に景観重要公共施設になるわけではないのですが、道路管理者、河川管理者、都市公園管理者と同意をすることによって、景観重要公共施設と指定されまして、それによって景観行政の立場から公共施設側について、こういった形にしてほしいとか、道路で言えばこういったのり面に配慮が必要だとか、といったことができるような形になってくるのですが、お話のありました後段につきましては、道路や河川や都市公園が計画された段階でも、道路管理者とかの方と景観行政の立場の者と話し合いをして、積極的に出来上がってから、道路の法面ですとか河川の護岸ですとか、こういったものは地域の景観上大きい者ですから、例えば河川の護岸については、自然を生かしたものにしてほしいとか、計画段階でもどんどん話し合いを求めて、協議をしていきたいといった内容なんです。

(勝山委員)

そうしますと、計画段階であっても、当該公共施設の管理者と協議をしていくということですか。

(穂谷景観ユニットリーダー)

はい、そうです。たとえば河川の護岸がコンクリートでは地域の景観にあわないので、自然を活かしたものにしてほしいということを、景観行政の立場から申しでていきたいという意味合いです。

(小澤土地・景観室長)

もう1点の特定地区の指定に関する件だと思いますが、特定地区の指定に関しては、それを提案した方のご意見をいただいているということになってはいますが、提案する部分については法律で3分の2以上の同意があればできるという規定になっているものから、それはそれでできるんですけれども、住民協定との関係につきましては、新しい景観条例の33条で景観育成協議会という規定を設けておりまして、その中で協定の方についてもできる形にしておりまして、根っこところは法律のところにできます。改正景観条例の52ページの33条で「住民協定に係る土地の所有者等は・・・、知事の認定を受けて景観育成協議会を設置することができる。」となっておりますが、これはいわゆる住民協定の方の

提案権を付与していることをここに表したものでございます。ですので3分の2については法律で書かれていると言うことになります。

(勝山委員)

法律で書かれている景観協定ですと全員合意になっているわけで、全員合意により協定を行うんですけど、なかなか、全員合意というのは難しい部分があります。3分の2というのはなかなかいい制度だと思うんですけども、その規定がどこにもでてこないの。

(小澤土地・景観室長)

今のお話は、法律の方は住民協定ではなくて、景観協定と言うことで、これは全員合意型の協定となります。条例の方で示しているのは景観育成住民協定ということで、この住民協定については既に景観形成住民協定認定要綱というものがございまして、この中で3分の2の要件と言うことでやっておりまして、それをそのまま引き継がせていただくということになっております。

(勝山委員)

この中にそういう規定はでてこなくて、別にそういう規定が存在しているということですか。

(小澤土地・景観室長)

そういうことです。

(唐沢会長)

ほかにもございますか。

また、後ほどでも結構ですので、次に移りたいと思います。

会議事項3の平成18年度の「景観施策について」を議題といたします。

これについても、事務局から説明をお願い致します。

(穂谷景観ユニットリーダー)

参考資料3について説明

(唐沢会長)

それでは、事務局から説明があったわけですが、皆さんの方からご質問などございましたらお願いします。

(戸谷委員)

環境省の関係で学校のエコ改修というのがありまして、全国で10校と言うことで長野県でも、高森の小学校が指定されています。小学校のPTA会長さんや一般の方も参加し、地域の建築士さんも参加してワークショップでエコに関する専門の勉強をする。環境省の予算の中で、そこに入っている建築士さんなどによるプロポーザルコンペをして、設計士の方はエコのことに對して提言し、PTAの方は、エコのことにどうやって学校で取り組んでいくかということで、手短かに言うので言葉が足りないんですけども、おもしろい取

組です。要は一つの予算というものを別の切り口でやっていくものですから、そこに専門家の人たちも巻き込み、非常に真剣に取り組んでいます。PTAのお父さんやお母さんまで、実施前の計画段階まで巻き込んで、新築ではなく改修ということで、予算化されたエコ改修で、耐震補強まで含め、そのお金をいろんな切り口で使っていくということです。

住民の人たちと、専門家の人たちと一緒に巻き込んだ一つの活動とするときに、実施段階にいきますと、何かアイデアを出してやっていかないと、絵に描いた餅で終わってしまうような話が前から出ていたと思いました。たまたまこのエコ改修に参加させていただいて、エコということと耐震補強という、全然似ても似つかないところを結び付けて事業化していて、建築に関わることなのに、予算的には環境省からお金がでるとい、非常におもしろい仕組みです。景観ということも別の切り口で専門家の人たちも最初から住民のグループ、専門家のグループと一緒に巻き込み、考えながらやっていくという仕組みが作れないかなと思います。このエコ改修に関して景観でも使えないかなと思ってお話ししました。

(唐沢会長)

ほかにご意見ございますか。

(小松委員)

景観ヴァンガードとか景観デザイナーという方たちが置かれるということなんですが、私たちが作った景観計画などにはないんですけど、この根拠はどの辺が根拠となっているのかという一点と、社会的共通資本に地域景観があたりというお話なんですが、宇沢先生の本には載っていなかったような気がするんですけど、それがどこかに載っていたのかという2点を教えていただきたいと思います。

(穂谷景観ユニットリーダー)

景観育成計画の中では21ページの中で専門家の活用育成という中で、景観を育成していく中では、専門的な要素が非常にあるということと、それからリーダーとなるべき人材を育成する必要があるというようなところについては、基本的には、景観行政の分野だけではないのかもしれませんが、特に景観行政の分野では建築の専門家の方ですとか、色彩の専門家の方ですとか、それからデザインの関係とか都市計画までいろいろな分野の専門性というのが必要でして、そういった方の専門性を活用していく。それから住民活動を進めていくリーダーを育成していくといったことのご意見がいただくとご意見をいただく中で取りまとめをしたものでございます。こういったものの具体的な施策化といいますか、予算化していく中で、ヴァンガードとかデザイナーとか非常に名称がユニークな面があったかとは思いますが、リーダーの人材、専門家の知識・経験の活用といった事に基づいた施策でございます。

それから、地域景観が社会的共通資本かどうかということにつきましては、基本的に社会的共通資本といわれる範疇に含まれてもおかしくはないのではないかと思います。

(小松委員)

おかしくはないですけども、先生の本の中にはないですよ。これから使われるときに

根拠をはっきりさせておかないと、皆さん読んだことがないから質問のしようがないんだけれども、読んだ人がもしあれば私と同じように質問してくると思います。

(唐沢会長)

ほかにありましたら。

(倉橋委員)

資料3の平成18年度の事業の中で、景観育成支援事業があるわけなんですけど、昨年松本市の浅間温泉でまちづくりフォーラムをやったときに、小中学生を交えて、地域の皆さんと、今後、浅間温泉のまちはどうなっていくべきかというときに、小中学生が本当に生き生きとした、意見をですね、絵を描いて、ここのまちはこうしたいとですね、非常に私たち大人では思いつかないような意見もありました。説明にあった指導者もいいんですが、小中学校の教育委員会さんとの連携を踏まえ、子供たちにむしろ景観がどうあるべきかということ、教育委員会との連携を図るような事業を盛り込んで頂ければ、非常にいいと思います。景観というのはここ1-2年ではだめだと思うんですね。やはり30年、50年の大計の中でやっていかないと無理ですので、今の子供たちが30年経てば40何歳になるわけですから、教育委員会とも是非連携をとって、景観育成支援事業に位置づけていってほしいなと思います。

今、京都市内の仕事をやらせて頂いているのですが、伝統的建造物群保存地区があるんですが、その地域の皆さんが何とかしようと、例えば自分の家のファサードをこうしたいとかというときに、国に補助金もあるということなんです。たとえばこの地域でこうしたいといったときに、国の補助金とのからみで、なにかあるのか。こうすれば国からの補助金がある、長野県でも1件に付きいくらかとか。京都の場合希望者が500件ぐらいあるところ120-130件ぐらいしかだめなんですけれども、次の年以降もどんどん希望を出しますので、3年後ぐらいにはあたるということですが、こういったものがここにあるのかお聞きしたい。

(唐沢会長)

一番目の問題については意見ですね。

(倉橋委員)

ええ。それも含めてどのようにお考えかお聞きしたい。

(唐沢会長)

わかりました。はい、どうぞ。

(小澤土地・景観室長)

教育の取組の問題は非常に難しい問題でございまして、私どものほうも現実にもですね、それぞれの学校のご要望がありますと、そちらに出向いてですね、いろんなことを、お話をさせていただいたり、まち並みウォッチングをやるとかですね、そうしたことも私どもの予算の枠組みがないものから、ゼロ予算というようにしているんですが、そのような事業もございまして。なかなかお金を掛けてというのも難しいところもあるものから、

なるべくひろく働きかけをし、参加ができる形にしていきたいと思っております。

それから補助金の関係につきましても、景観形成事業ということで、いろいろな事業を、特に市町村なり地方公共団体がやるといった事業もございますし、それぞれの事業で、いま申し上げたようなものはまち並み環境事業といったようなものになると思いますが、いろんな事業の中で、例えば再開発事業といったものにも景観に配慮した事業がいくつかみられますので、それぞれの地域の中でお取組をいただく中で、なるべく補助金を使って処理をしていくといったことも必要なのかなと思います。

(唐沢会長)

今の子供の話はね、私もそう思います。実は小布施町もやってまいりましてね。特に昨年からは、東京理科大学と提携をいたしましてね。大学の先生がいろいろな人を連れてまいりましてね。特に夏休み中心といたしまして子供たち、小学校の子供たちに私たちの景観を考えるためのウォッチングをやったんですね。そこに大学の学生が30人ぐらいで1週間ぐらい一緒に参加したんですね。そうした中で、子供たちがみんな秋までに自分たちの考え方をまとめたんですね。それでワークショップをやりまして、それから景観整備計画をまとめる。

そのときには町の中を廻って歩くんですね。専門家の学生、先生だけではなくてね、地域の人たちがどのように関わるのかということで、実は大工さんにしろ、建築屋さん、壁塗屋さん、広告物の皆さん、いろんな方が3、4人のグループで景観研修会というのをやって、この人たちも一緒に、そこに子供たちと町の中のウォッチングをし、発表会をやって、実際に発表するときには親も参加するんですね。それに一般の人にも声を掛けて。これをどのように評価するのかということは、別にいたしまして、子供たちや一般の社会人、事業をする人、業者の人や職人、そこに建築士の方たちが参加して、去年はそうしたウォッチングを7、8回は実施しました。子供たちがそうしたことに非常に興味をもったということがおもしろいことで、最終的には町の行政のところに一エリア設けて、小布施町の景観の将来像をバーンと出して、子供たちがいつでも見に来れる形を作って、それが、景観条例を作るにあたってのひとつの方向性なんですよ。

ですから、子供に興味を持たせるといのは、非常におもしろいなと思います。これは、実際に計画を立てて実行するまでには2年位かかりましたけれども、学校の先生も積極的にのってくれないと子供を引っ張るチャンスが難しいが、そういうことでは、県のほうでも教育委員会とぜひそうしたことも進めていただければと思います。

(小坂委員)

関連で、長野地方事務所が主催して、絵画展をやっているんですね。各教育委員会全部、相当応募がありました。審査をお手伝いさせていただきましたが、非常によいですね。

他の点につきまして、簡単に3点ほどございますけれども、小布施の話もございましたけれども、これから各市町村のほうへ条例を移行していくということは流れとしては悪くないと、このことについてはいろいろとご意見を申し上げてまいりました。ここで、今も

お話のように小布施らしさといいますか、地域の良さというものをそこにどのように組み入れるかということがひとつ大きな問題ですが、もうひとつは、統一すべき点、隣接市町村を含めてですね、そういうものがどうしても必要な面があるかと思えますね。

この辺のバランスというものがね、やっぱり必要だということで、前々からお聞きしておりましたけれども、県のお考えがありましたらお願いしたいのがひとつです。

それから、私ども常々いただいておりますけれども屋外広告業の登録制の問題がありまして、これにつきましても、どのようなスケジュールになっているかお聞かせいただければと思います。

最後に、この景観審議会が、ひとつの役割を終えたわけでございますが、今後この審議会がどのようなスケジュールで、そのような役割を果たしていくのか、手短で結構ですからお願いします。

(小澤土地・景観室長)

景観は法律ができて、基本的には地域ごとにお取組いただくというのが、景観の基本なのかなと思います。ですので、景観行政団体につきましても、それぞれの市町村のほうでお取組をいただければ、県はそれの支援をやっていくといったのが、基本なのかなと思います。屋外広告物も含めまして、例えば規制地域が高速道路から 500 メートルなのが、ある地域にいくと 400 メートルになっちゃう、そういう部分につきましても、やはり統一した部分も必要なのかなというふうに思っておりますので、その辺の調整をさせていただくといったことにつきましても、それぞれ今度新しく地域景観協議会といったものも立ち上げる予定としておりますので、そういった中で調整を図らせていただきたいというふうに思っております。

それから、屋外広告物の業者の登録につきましても、この 4 月 1 日から登録制にいきますということで条例の改正をさせていただきました。なので、これに沿って進めさせていただきますということで、4 月以降につきましても、新たな研修会もまた開催するといったことで、取組をさせていただいているのが現状でございます。

それから、景観審議会につきましても、昨年は大変精力的にご意見をいただいたり、そういうところでこういったことでございますけれども、法令事項ということでもございますので、継続して審議会には今度新しく専門委員といったようなものの設置も考えておりますので、そういった中で、精力的にご検討いただくといったようなことが必要となるのではないかと、私どもは思っておりますので、ぜひそんな観点でご審議いただければと思っております。以上でございます。

(小坂委員)

ちょっと関連ですみませんけれども、各市町村の方へね、条例を移行するというようなお話があると思うんですけれども、今ちょっとよくわからなかったんですけども、今度市町村のほうでは、それだけの人材といいましょうかね、非常に経費も、これは会長さんが一番よくお分かりになると思いますが、いろいろと増えていく中で、費用も掛かるとか

人材もいるといったような場合があたりかと思えます。その場合に県のほうは、何か支援ということでは、どのようにお考えがあっていらっしゃるか、参考までに、私が聞く内容ではないかもしれませんが、どんな支援をされるのかちょっと。

(小澤土地・景観室長)

支援といいますと、今のお話は、基本的に景観行政団体となるかならないかというところですので、景観行政団体になりたいといったお話がある部分につきましては、それぞれ今の屋外広告物の条例の運用のところまで含めまして協議をする中で、本当にできるといった見通しを立てた中で、景観行政団体として同意をしていくといったようなことになると思えます。ですんでそれに対して補助金を出すとか人的な支援をするとかそういったことがその中に出てくるかどうかわかりませんが、今の段階では新しく支援制度を設けるといったようなことは考えておりません。それだけではないんですけれども、市町村にはそれぞれ派遣制度がございまして、職員の派遣といったようなことは現行でも行っておりますので、必要があればそういったものも活用できるというふうに思います。

(小坂委員)

ありがとうございます。

(唐沢会長)

財政的な支援ではコモンズ支援金を使うなどといったことも考え方だろうけれども、事業体制としては別に NO じゃないですよ。対象としては引き上げられる事業ですね、内容によっては。

(小澤土地・景観室長)

基本的には、それぞれの市町村でやっていただくわけですので、市町村で体制を整えていただければ、どういうふうにもできるということになっています。

(唐沢会長)

はい、他にありますか。よろしゅうございますか。

(市川委員)

コモンズによる景観の育成で景観育成支援事業というのがあって、事業内容について聞きたいのですが、さきほどの景観ヴァンガードの育成と景観デザイナーの育成をしますとありますが、今日本に景観デザイナーと言う人たちはどれぐらいいて、登録派遣というのはどういう観点で、どういう基準でいくのかということと、景観ヴァンガードの育成というのはどのように具体的にお考えなのかと。

(穂谷景観ユニットリーダー)

ヴァンガードというのは聞きなれない言葉ですけども、前衛というような意味合いですが、英語だったと思いますけれども。先駆的立場にたっていく、地域の景観育成のリーダーとなり得る人財というような人で、先ほど来ご説明をしておりますけれども、それぞれの地域で、その地域の特性にあった景観育成活動を進めていただくことを推進していくことが必要だということで、そのためには、住民活動のリーダーになれるような方を育て

ていきたいと、そういった意味合いのものがこの景観ヴァンガードというものです。それから、景観デザイナーということなんですが、これも新しい景観に関する専門家というものを総称して景観デザイナーとここで呼んでいるもので、特に景観デザイナーという職分が一般的に成立しているわけではないかと思えます。建築の部門、都市計画とか、先ほども触れましたけれども植栽のエクステリアの関係ですとか、色彩の関係ですとか、景観に関わる広い分野、様々な分野の専門家を総称してここで景観デザイナーと呼んでいて、そういった方の専門的な知識や経験を地域で活動しようとする人のところへ、相談役というようなことで、その経費を県が持ってですね、派遣するというのを考えておまして、5団体、延べ20人程度のことを考えております。

(市川委員)

景観デザイナーという専門家はよいとして、ヴァンガードの育成というのは、地域の特性にあった景観を守れるというところで、どのように育成するのか、通信教育か何かするんですか。

(穂谷景観ユニットリーダー)

集合的な研修を考えています。何日かに亘る研修を。景観の専門的な部分に関する知識というかですね、住民活動を進めていく上での方法論といったものについて、一同に会って勉強していただくというような、そうしたことを考えています。

(市川委員)

わかりました。

(久米委員)

すみません。今の質問を聞いていて、実は経済産業省の「元気まちプロジェクト」というものの「元気まちリーダー」のeラーニングで以前から登録をして、私も勉強をしているんですけども、それは国から補助金が出ておまして、そのeラーニングを無料で受けられて、最初は登録するのに推薦がなければならないということでしたので長野市の商工会議所の推薦をもらって登録したんですけども、例えば今のヴァンガードというのもそのようなシステムにのっかって考えられるということもあるし、このリーダーというのは立候補になるのか、そうしたことと関係あるのかどうかということもあるわけですけども。まちづくりのところで、今任意の団体の会長をしたりしながら活動をしていると、景観的なラインからくるものと経済的なラインからくるものが、まちづくりという融合したりぶつかったりということがあるんですよ。今も景観デザイナーの登録・派遣といった方たちが、景観育成特定地区指定事業をするときに、客観的な候補地の景観特性の調査をするときに、例えばアドバイザーで入るというようなこともあるでしょうし、行政の方たちが調査をして、住民のワークショップによる意思を反映させながら、ひとつの地区の指定をして、なおかつ、この景観ということで、尊重すべきものは何かとか、デザインソースがどういう形で景観を持っていくのかということをやっていると思うんですけども、こういうときに商工系のまちづくりでいろいろな活動をしている人たちと、どのよ

うにまちの中で関わっていくのかというような指針みたいなものが今現在あるんですか。縦割りの関係で、いつもどのように横の連携をとっていくのかということも気になるんですけれども。

(小澤土地・景観室長)

今のところ細かいところまで詰めているわけではございません。ヴァンガードにつきましては、ご存知のようにすでに十数年景観ということではいろいろな取組をしてきたので、地域のリーダー格の人は、それぞれの地域にたくさんおいでというふうに思っております。そういう方がまとめ役としてなっただけのための研修を受けていただきヴァンガードとして登録をさせていただくというように考えております。ただそれだけではだめなので、景観デザイナーといったようなもので、少し専門的な方を、例えば照明の方もおいででしょうし、色彩といった方もおいでになるでしょうし、そういったいろいろな専門的な方をお願いして、そういう方を必要であれば派遣をさせていただいて、その方のリードによってヴァンガードの方は、地域をまとめていただくといったイメージをしております。

(久米委員)

その費用は県のほうで負担されるんですか。

(小澤土地・景観室長)

そうです。ほかのいろいろなまちづくりのアドバイザーとかいろんな方がおいでになりますけれども、そういった方ともリンクをする方もおいでになるでしょうし、まったく違う体系といったことも考えられるのかなと思います。事業を進める中でうまくいくように入れていきたいなと思います。

(唐沢会長)

ヴァンガードというのは、県でその人たちを養成しておくわけですか。県で養成して地域に派遣するわけ？

(穂谷景観ユニットリーダー)

いえ、ヴァンガードは地域の方をリーダーまで育てるというものです。

(唐沢会長)

その育った人はその地域のことをやるということですね。

(小坂委員)

県が考えていることがある程度理解できるのはね、今、住民協定随分作りましたね。そして住民協定のリーダーがだんだん年をとって、なかなか活動が鈍っているという状況がありますね、おそらく。その次のリーダーを育てていくということから、こうしたものが出てきたのではないかと思いますけれども、やはり、そういう意味ですね。地域のリーダーを作っていくと。住民協定なら住民協定ですとかね。それだけではないでしょうけれども、そうしたこともひとつのねらいであろうと思いますね。

それともうひとつ、このデザイナーとかこういう問題は非常に難しいと思うんです。こ

れは真剣にやってくださいと申し上げたいんですね。これは各市町村にやはりね、見合った指導ができるかどうか。それは地域の人がよく知っているかもしれない。住民の人とあるいは地域の首長さんとね、調整してもらえたらよくなる。前回のやはり景観のねアドバイザーの若干問題が出た部分ですから、その辺は慎重に持して、十分うまく整合していただきたいと思います。

(唐沢会長)

ほかにいらっしゃいますか。地域のリーダーを育成と、これは50名、50名とあるから県がやるのかなと思ったんですが、地域の人たちの中で頑張る人を養成していくということで、よろしいですか。

(穂谷景観ユニットリーダー)

1市町村1名前後ということですが。

(唐沢会長)

2年間で100名にするということですよ。実際それぞれの市町村にあると思うんですよ。私自分のところの話ばかりでいけないけれども、小布施も10年も前から環境デザイン委員会というのが、委員さんがいるわけですよ、それからプロの建築家も、主婦もいる。景観の問題について、建築の届出までチェックするわけですよ。何の権限もなくですけども、ところがプロもきているからそのチェックがものすごく怖くなっちゃうんです。そこを通らないと建築届が県のほうまで上がってこないという状況で、そこを通らないと受付をしないということで、一時期ある業者から何回も訴えるぞといわれて脅かされたんですけども、それぐらいのところまでやっているんですね。ですから、こういうものを作るとしたら、本当に地域の特性を生かさないと、一律色がどうだとか、屋根がどうだとか、というようなことを勉強するだけのことであっては、あまり地域の特性が生かされないといいと思います。そこはまだ心配がありますね。これからやるんですから、大いに研究していただきたいと思います。

ほかにございませんでしたら、時間もまいりましたので、以上で今日の会議を終わりたいと思います。よろしゅうございますか。

(委員各位)

はい。

(唐沢会長)

はい、どうもありがとうございました。

#### 4 閉会

(司会 甲田企画幹)

閉会に当たりまして、塚田住宅部長から御礼のごあいさつを申し上げます。

(塚田部長)

本日は、委員の皆様におかれましてはご多用中、ご出席をいただき、また貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。

先ほどヴァンガード等景観施策についてお話がありましたが基本的には景観というのは市町村がベースであるということをご認識しております。今後県から独立した形で景観条例、景観計画を作成され進んでいくものと思います。そういった中で市町村の皆様が独自の景観条例、景観計画を作っていくときに、景観デザイナーといったものを活用していただくことも大きな視野に入っております。やはり市町村がベースということですので、その中で、当面、県の対策といたしまして景観デザイナー、景観ヴァンガードそして地域の皆様方への支援をしていくのかなと考えております。

本日の皆様から頂戴した貴重なご意見を踏まえまして、本県の美しく豊かな景観の育成施策を進めてまいりたいと思います。今後ともご指導を賜りますようお願い申し上げ、御礼のあいさつとさせていただきます。

(司会 甲田企画幹)

以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。

(終了 午後4時00分)

議事録署名委員

---

---